ふるさと上関大学生等支援金給付事業実施要綱

令和３年７月５日

教委要綱第３号

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、帰省等移動の自粛やアルバイト収入の減少など生活に支障をきたしている上関町出身の大学生等に対して、支援金を給付する「ふるさと上関大学生等支援金給付事業」を実施することによって、学生の生活を支援するものとする。

（対象者）

第２条　対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

（１）1991年（平成3年）4月2日から2003年（平成15年）4月1日までの間に生まれた者

（２）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校（ただし、外国人学校、自動車教習所、宗教関係、サポート校を除く。）のいずれかに在籍している大学生等（以下「学生」という。）。

（３）学生の保護者が、町内に住所を有していること。

（支援内容）

第３条　町は、申請のあった学生に対し、支援金１万円を給付するものとする。

（給付申請）

第４条　本事業の給付を受けようとする者は、ふるさと上関大学生等支援金給付事業給付申請書（様式第1号）に、学生証または在学証明書等の写しを付して、町長に給付申請を行うものとする。

（受付期間）

第５条　受付期間は、令和３年７月５日から令和３年１１月３０日までとする。

（個人情報）

第６条　個人情報の取扱いについては、本事業にのみ使用するものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月５日から施行する。